

鈴鹿市工事監督基準

平成20年8月1日

平成28年4月1日(改正)

令和6年4月1日(一部改正)

(趣旨)

第1条 この基準は、工事監督の円滑かつ適正な執行を確保するため、鈴鹿市工事監督規程(平成5年鈴鹿市訓令第6号。)第3条第4項に基づき、工事監督の技術的な事項を定める。

(監督の技術基準)

第2条 監督の技術基準は、「三重県公共工事共通仕様書の鈴鹿市取扱い要領」に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに準ずる。

(1) 土木工事 「三重県建設工事監督要領」

(2) 営繕工事 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事施工チェックシート」、
「電気設備工事施工チェックシート」、「機械設備工事施工チェックシート」

(3) 設備工事(営繕工事を除く。) 「三重県建設工事監督要領」

2 前項各号に掲げる工事以外の特殊工事は、工事担当課から技術監理契約課に協議する。

(その他)

第3条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この基準は、平成20年8月1日から施行し、同日以後に契約し工事監督を実施する工事について適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。